

## 《 商品説明書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・普通預金(総合口座)
ご利用いただける方	・個人および法人のお客様
期 間	・定めはございません
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・随時お預け入れいただけます ・1円以上 ・1円単位
払い戻し方法	随時払い戻しいたします
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・店頭表示の利率を適用いたします。 ・年2回、2月・8月の当金庫所定の日に利払いいたします (ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします) ・付利最低残高:1000円、付利単位:100円 1年を365日とする日割り計算を行います
税 金	・法人のお客様 …… 総合課税 ・個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・法令によるマル優制度をご利用できるお客さまは非課税とすることができます ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料	・キャッシュカードによる払い戻し等に当たっては、店頭に掲示する手数料をいただく場合があります
付加できる特約事項	・個人のお客様は総合口座による当座貸越ができます ※総合口座はおひとりさま1口座とさせていただきます ※未成年のお客様は、総合口座のご利用はできません 貸越限度額 総合口座の他定期預金と合算した金額の90%以内で最高500万円まで 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
期日前解約時のお取扱い	—
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください または店頭にお問合せください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます